

西東京市の青少年の非行防止について

提 言

平成 17 年 9 月

西東京市青少年問題協議会

目 次

はじめに	1 ページ
、西東京市の現状と対策	3 ページ
、中高校生世代	5 ページ
1、青少年に対する支援	5 ページ
(1) 居場所の確保の支援	6 ページ
(2) 直接的な支援	6 ページ
2、中高校生世代の保護者や地域の大人	7 ページ
(1) 相談窓口など心の支援	7 ページ
(2) 親を育てる支援	7 ページ
(3) 学校と子どもをつなぐ支援	7 ページ
、乳幼児期から小学生世代	9 ページ
1、乳幼児期の子どもに対する支援	9 ページ
2、保護者に対する支援	9 ページ
3、小学生世代に対する支援	10 ページ
終わりに	12 ページ
付属資料	13 ページ
1、西東京市青少年問題協議会委員名簿	14 ページ

2、提言策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16ページ

3、参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18ページ

はじめに

第1期西東京市青少年問題協議会では平成15年3月に「青少年の健全育成のあり方」について、答申を出しており、第2期青少年問題協議会としては、「青少年の非行防止」に重点をおいて検討することとしました。

子どもたちをめぐる環境は悪化の一途をたどり、全国的に凶悪な青少年犯罪や青少年の自殺が発生している現状の中、国や東京都もその対策に様々な方策を打ち出していますが、これといった成果も上がりず今日を迎えています。

先日も自分の級友や他に対する心情をホームページに綴り、その感情が頂点に達したとき、同じクラスの生徒をナイフで傷つけてしまう事件や何の落ち度も無いホームレスに対し暴力を振るい、短期間に二人を殺してしまう事件がありました。

このような事件が起こるとき少年たちに「自己コントロールが効かない、忍耐力がない、自己中心的」などの問題が根底にあることは伺えますが、ここまで追い詰められてしまう子どもの心や、面識も無い人間に暴力を振るい殺してしまう心を、誰もキャッチできなかった結果ともいえます。

級友をナイフで傷つけてしまった少年の変化を、身近にいたであろう保護者、先生、友人、地域の人たちは誰も本当に気がつかなかったのでしょうか。この少年の場合、報道によりますと昨年からはインターネットの掲示板に書き込みが始まっているようでしたが、犯行に及ぶまでの間、この少年は誰にも助けを求めていなかったのでしょうか。

現在の地域社会でも、大人も他者との関わりが希薄になり、たとえ隣に住んでいる人であっても、挨拶ぐらいという関係や、家族でも子どもたちとコミュニケーションが取れていると錯覚していることから、家族の些細な変化や地域の子どもの変化を見逃した結果、子どもの問題行動・非行・自殺などが起きてしまうことがあります。

子どもたちの問題行動や犯罪が起こると家族や地域の人たち、友人、先生などは異口同音に「その様なことをする子どもには見えなかった」「その様な兆候はなかった」などと話している姿が多く見られますが、青少年の非行や犯罪を考えると、1:29:300

の法則を思い出します。

この法則はハインリッヒの法則とも呼ばれて、米国のハインリッヒ氏が労働災害の発生確率を分析したもので、保険会社の経営に役立てられています。それによると1件の重大災害の裏には、29件のかすり傷程度の軽災害があり、その裏にはケガはないがひやっとした300件の体験があるというものです。

この法則に当てはめて青少年の非行や問題行動を検証したとき、表面に出てこない非行や問題行動の数は想像でき、300件の些細な変化や行動を察知することが出来る、大人社会が求められています。

西東京市では青少年の凶悪犯罪は発生していないものの、少年の補導件数、犯罪発生数からは決して青少年問題を放置できる状況ではなく、この提言も身近な問題を解決していくことが重要だとの結論からまとめられています。

、西東京市の現状と対策

西東京市を管轄する田無警察署では、都内101警察署がある中で青少年犯罪が上位10位以内でここ数年推移している事実も見逃すことが出来ません。平成14年度(平成14年度警視庁の統計から)281人、平成15年度(平成15年度警視庁の統計から)も271人が検挙されており、警視庁管内7番目に位置している状況です。

これらの事実から、青少年問題協議会では「青少年の非行防止・健全育成」を図る為に、青少年とその保護者の意見や考えも提言に反映させる必要があるとの考えから、直接現場の中学校や高校に出向き、中学校2校及び高校1校の生徒、並びに2校の中学校保護者からそれぞれ意見などを聴取しました。

その中で多くの青少年からの意見として出されたのは、保護者や周りの大人が子どもの話に耳を傾けていない、というものでした。〈参考資料1〉

保護者は子どもとのコミュニケーションをとることに苦慮しているという現状があることがわかりました。〈参考資料2〉これは結果的に保護者や周りの大人が、子どもの日常生活の些細な変化を察知できないまま放置していることになるのではないのでしょうか。

一方、我々身近な社会では、万引き、窃チャリ(刑法235条 窃盗罪)、カツアゲ(刑法234条 恐喝罪)、ゴミのポイ捨て(軽犯罪法)などの行為は、犯罪であるという意識が、青少年や大人社会に欠如しており、中にはゲーム感覚で万引きを繰り返す子ども、ちょっと自転車を借りるだけといった行為が青少年の非行や犯罪に大きく影響を及ぼしていることを、我々、大人も認識する必要があると考えます。

犯罪の抑止に関しては興味深い報告があります。ブローケン・ウィンドウズ理論[破れ窓理論(注)]を書いたジェームス・ウイルソン、ジョージ・ケリング両氏の論文に紹介されているように、アメリカ・ニュージャージー州の例から分析の結

果、警察官などのパトロールを強化するなどの方法では、犯罪率を下げる事が出来なかったとしています。

社会心理学者、警察官の両者とも認めていることですが、1枚の割れたガラス窓を放置しておく、他のすべての窓ガラスが割られてしまう、という[破れ窓理論]があります。この事から、マナー違反や、軽犯罪を小さいことと考え放置しておくことが、結局、他者に対して無関心さを広め、やがて社会全体を荒廃させてしまうことにつながります。最初にガラス窓が破られた段階で対応することが、社会全体を健全化するためには重要です。

しかし、他との関係が希薄になってきている我々には表面的な町の美しさや、平穏しか視野に入らないために、多くの人には自分に関わりの無い事のように捉えられています。このように自分たちの問題として捉えられていないために、子どもを取り巻く様々な事件や環境の悪化が大きな社会問題になり、現実の事としてニュースや、新聞報道で知り得たとしても、自ら行動を起こせない現実があります。

西東京市でも青少年の検挙率が都内の上位に位置しているにもかかわらず、周囲の大人や、行政がこの問題に対し無関心で現実の事として捉えられていないことに問題があると考えます。

それでは、西東京市ではどのように取り組んでいけばよいのでしょうか。子どもたちを取り巻く身近な問題として、西東京市において街のあちらこちらで、ゴミのポイ捨てや放置自転車、不法駐車、不法看板の放置などが目に付きます。

また、青少年の喫煙や飲酒、深夜徘徊、万引きなどの問題も放置しておくことが出来ません。この様な非行防止の為の青少年の居場所作り、問題を抱えた青少年の保護者に対する支援、子どもを犯罪から守る取り組み、そして予備軍を作らないための幼少時の親と子どもに対する教育プログラムなど、これらの実践的な取り組みが必要です。

注 [破れ窓理論]に基づくニューヨーク市での事例を<参考資料3>として掲載する。

、中高校生世代

中高校生世代は受験や異性の問題など真剣に物事を考えようとする時期で、先生や親などの意見ととかく対立しやすく、その理解者を同世代の友人に求めていきます。その様な子どもたちが、時として公園やコンビニエンスストアなどにたむろし地域の大人たちから、異様な集団として認知されがちです。

最近の住宅事情から、青少年が友人の家で語らう機会はほとんどなく、行き場を失った青少年の居場所として、公園やコンビニエンスストアがその役割を果たしていると言っても決して過言ではありません。

青少年の非行問題を考えるとき、多くの青少年もまた、大人と同様に無関心な現状から、子どもたちに青少年の非行問題について、直接訴えていく必要があります。

青少年の健全育成団体などのボランティア活動などを通し自分たちの取り組みがどのような意味を持っているのか、又どのような効果があるのか、[破れ窓理論]などを応用し、説明していくことも必要であると考えます。

青少年に関わる西東京市の各部課、教育委員会は、まず市内の中高校と連携し、「青少年の非行防止」に関する現状と課題についての認識を深めるなどの取り組みから行い、青少年の居場所の問題や青少年の意見を取り入れるための議論の場を設けることなどを含む施策が必要です。

その上で、青少年に対する支援や居場所の確保、保護者や、地域の大人に対する支援を行っていく必要があります。

1、青少年に対する支援

青少年問題協議会では、市が管理し青少年が使用できる全ての公共施設に対し、アンケート調査を行いました<参考資料4>が、施設を管理する担当者からの回答は、合理的な理由もないまま「青少年に対する貸し出しを規制している」というものがほとんどでした。

青少年の居場所問題はここ数年、東京都青少年問題協議会、内閣府などでその

必要性が議論されてきたにもかかわらず、その対策が遅々として進んでおらず、これは西東京市においても同様の状況であると考えます。

しかし、西東京市の中には東伏見コミュニティセンターのように、青少年の居場所や学習の場として多くの青少年に利用されている施設もあります。

同コミュニティセンターは、18歳以下の青少年に対し登録時なら規制を設けずとも問題は発生しておらず、多くの青少年の居場所として健全に利用されています。この事から同コミュニティセンターが、老若男女の多くの市民に利用されている中で、どのようにして運営を行っているのかを精査し、他の施設運営のために参考とすることが求められます。

また、青少年の居場所に関する実態や要望については平成14年3月に「西東京市子どもの生活と家庭の実態・意向調査」報告書が出されており、再度、報告書も参考とし関係部署の早期の改善が望まれます。

(1) 居場所の確保の支援

ア 中学生だけの団体で使用できない施設があり、現在の社会状況から、子どもたちのニーズに応えられるよう、使用許可条件を見直しすることが求められます。

イ 生涯学習事業の一環として総合型地域スポーツクラブ構想があるが、ボールなどを使って遊べるスポーツ広場、夜間の体育館開放など大人も子どもも一緒に汗を流せるような、場の提供が必要とされます。

ウ 市内の公共施設や廃校になった小学校などを整備し、青少年にも広く開放し、老若男女が交流できる場を確保するとともに、その施設には青少年に対し理解のある指導員や職員の配置が求められます。

(2) 直接的な支援

ア 子ども家庭支援センターは18歳までの青少年もその対象としていますが、実際には幼児の相談や虐待の相談などに追われています。青少年に対し

ては十分な対応ができていない現状から、適正な職員を配置するとともに、チャイルドラインのような子どもたちが気軽に相談できる相談窓口を、子ども家庭支援センター内に設置することが望まれます。

イ 市報の子ども版の発行、青少年向けホームページの開設などで施設の空き状況やその施設のもつ機能など情報の発信が求められます。

ウ フリーターやニートなどと呼ばれている青少年に対しても、助言できる担当者の養成も求められます。

2、中高校生世代の保護者や地域の大人

小学生による友人殺傷事件や幼児殺害、中学生によるいじめ、集団暴行など、青少年による痛ましい事件が後を絶ちません。不登校児童の減少に比べて事件は増加、凶悪化、集団化、低年齢化が見られます。命の重さ、大切さをどう教え、伝えれば良いのか、家庭教育や地域の大きな課題です。その課題解決のためには次の支援が必要です。

(1) 相談窓口など心の支援

ア 子ども家庭支援センターの充実（中学・高校生世代を持つ保護者の相談に対するコーディネート）

イ 主任児童委員、民生児童委員、地域アドバイザー、ピアカウンセラーなどの人材を活用し小中学校の相談室などに配置

(2) 親を育てる支援

子育てセミナーなどの開催による、思春期の子どもを持つ親に対する講座などの開催

(3) 学校と子どもをつなぐ支援

保護者を教育してほしい、子どもを信頼してほしいなど、親や教師との信頼関係を求めている児童・生徒たちを理解し、支援していくのは、学校だけでは難しくなっています。家庭や家族の問題、友達との関係、地域社会との関係な

ど、地域や学校が協力して家庭を支援していくことは青少年の非行化を防止するだけではなく、不登校を防止し、望ましい発達を促すためには不可欠です。ですから、学校と家庭をサポートする、家庭教育指導員、スクールソーシャルワーカー〈参考資料5〉などの配置が求められます。幸い、西東京市には青少年育成会や多くの青少年を育成するグループなどが各学校の運営に携わっています。地域においても信頼の厚い専門家の人材活用が望ましいと考えます。

、乳幼児期から小学生世代

1、乳幼児期の子どもに対する支援

乳幼児期の子どもたちには国、東京都や、西東京市の方針に基づいて様々な支援がされていますが、今後も、保育所や幼稚園、児童館などをさらに活用し子どもたちを愛情ある親子関係におき、また遊びや生き物体験など自然体験を通じて、子どもたちの情愛、体力、知力を養うようにするなどの支援をしていくことが望まれます。

2、保護者に対する支援

青少年非行に走る子どもたちは、乳児期に親に抱かれた記憶がないという指摘がありますが、乳幼児期に親のわが子に対する愛情の表し方が重要な鍵であり、同時に地域が他に示す関心や愛情などを子どもに示すことが大切であると考えます。

発達心理学では、人への基本的な信頼を培う乳児期、自分の衝動をコントロールすることを覚え、自律性を養う幼児期（幼稚園前半）、積極性や自主性を育てる児童期（幼稚園後半）など幼稚園時期までに、将来に向け自分の気持ちをコントロールしながら目的を持って行動できる若者に育つ基盤が出来るといわれています。

これらのことから、子ども家庭支援センターの行事や乳幼児健診時に[赤ちゃんへのタッチトレーニング教室] また、このような行事などに参加しない親に対して、地域アドバイザー（保健婦、民生児童委員等）が家庭訪問して状況を確認助言することや、幼稚園、保育園の保護者会などの機会に、保護者に対し行政として[子育て]に関する勉強会、講習会などを行い、様々な教育資料を提供するなどの支援が必要です。

健全な親子関係が構築されていない場合、過干渉や適切な躰が出来ないことや、幼児の要求を理解できずに、過度な叱責、体罰を幼児に与える傾向があります。

このことは幼児に、一生に渉る人への不信感、自身の存在や行動への否定感を与え、自尊心と自己肯定感が失われることとなり、将来健全に働くことが出来なくなる恐れがあります。

3、小学生世代に対する支援

児童期は、子どもの社会的生活が飛躍的に広がり、他人と協力し、集団の中で協調する力が養われます。友達との「けんか」や「ぶつかり合い」を通して自己抑制、協調、適切な自己主張、自己実現の仕方を学びます。

客観的・現実的認識の目覚め、知的機能の発達など、児童期の発達はそれぞればらばらなものではなく、相互に刺激し合い関連を持つような経験によって一層発達します。特に、友達との交流、友達からの支持が子どもにとって大きな意味を持つようになります。

低学年では、家が近い、教室の座席が近いといった外的条件による比較的少人数で、結びつきも弱く、友達も変わりやすいのですが、中学年になると、人柄や性格、仲間の存在、仲間の承認を重視するようになり、友達集団も大きくなり、固定化してきます。

したがって、この時期は、子どもの友達関係を温かく見守りながら、子どもの自主性、責任感、連帯感を育てるような手伝いを通してみんなの役に立っている自己を認識させ、家族の一員としての存在感や生きる喜びを持たせたいものです。

現在では家族や友達など身近な他者との関わりも減少し、「命」がわからない、感受性などが養われない子どもがいることも事実です。

近年、社会環境の変化により、動物や自然との関わりが排除されてきたため、生き物との関わりそのものが減少しています。子どもにとっても、動物の一環である「人」の命、身体、感情を理解する上で重要である「健全な動物体験」が幼児期から夫々の場で用意されるべきであると考えます。

幸い当市では獣医師会に市立小学校への動物飼育支援事業を委託しています。小学校や幼稚園などにおいて活用し「命の重さ」、「命の大切さ」を伝えていく取り組みの充実が望まれます。

終わりに

第2期西東京市青少年問題協議会では、平成15年10月より2年間にわたり、家庭裁判所、児童相談所、田無警察署、保護司、青少年育成会、市議会議員、主任児童委員、有識者など多くの方々のご意見をいただき、西東京市の青少年について議論をしてまいりましたが、多くの委員の方々のご意見は、青少年問題を考えるとき「我々大人が変わらなければ、子どもも変わらない」このような結論であったと考えます。

日本国中で青少年問題が取り沙汰されている中、昨今でも様々な青少年事件が発生しており、特効薬的な対処方法が見つからず、文部科学省中央教育審議会でも問題が起こる度に『青少年の問題行動』が論議されています。

西東京市ではこの様な対症療法的な施策ではなく、継続的に青少年問題協議会で議論し、行政施策に生かしていくことが重要だと考えます。

少子高齢化が進む中、保護者が「子育ては大変だけど楽しい」、この様に考えられるような環境作りが行政に求められているのではないのでしょうか、とかく高齢者化社会においては、老人に手厚い施策が実施されていますが、次世代を担う子どもたちに、我々大人が今真剣に考えるときが来ています。

国や地方自治体においても、乳幼児期や幼児期には手厚い予算が組まれています、青少年にはほとんどと言って良いほど使われておらず、声高に「青少年、青少年」と叫んでいるだけなのではないのでしょうか。

西東京市では青少年問題に対し明確な「基本理念」を示しそれを現実に行っていく姿勢が必要であり、この提言で出された意見を基に関係各部署は真摯に取り組んでいただきたい。

最後に、この提言をまとめるに当たり、ご協力を頂きました市内の中学・高校生の皆さん、その保護者の方々、また中川動物病院院長の中川美穂子先生、貴重なご意見に感謝申し上げます。

付属資料

1. 西東京市青少年問題協議会委員名簿
2. 提言策定までの経過
3. 参考資料

1. 西東京市青少年問題協議会委員名簿(15人)

氏 名	選出区分
すみた よしこ 住田 佳子(副会長・座長)	学識経験者
しまだ やすたみ 嶋田 安民(副座長・起草委員会会長)	学識経験者
あさくら たかとし 浅倉 隆壽	西東京市立中学校長代表(H15.10.22～ H17.3.31)
いながき ゆうじ 稲垣 裕二	市議会議員 (H17.4.19～)
えづみ よしお 江角 義男	東京都小平児童相談所長(H15.10.22～ H17.3.31)
えんどう れいに 遠藤 ネ豊子	保護司
おおまつ いずみ 大松 泉	東京家庭裁判所八王子支部家庭裁判所調査官(H17.4.19 ～)
かくた ふみこ 角田 富美子	教育委員
かとう ひとし 加藤 仁	東京家庭裁判所八王子支部総括主任家庭裁判所調査官 (H15.10.22～H17.3.31)
きんばら ひでお 金原 英雄	青少年育成会代表
こやま あきひろ 小山 明尋	警視庁田無警察署生活安全課長(H15.10.22 ～H17.3.31)
さいとう ひでとし 齋藤 英俊	警視庁田無警察署生活安全課長(H17.4.19 ～)
すずき ひさゆき 鈴木 久幸	市議会議員 (H15.10.22～H17.3.31)
せとがわ かつみ 瀬戸川 カツミ	西東京市主任児童委員
なかた えみこ 中田 恵美子	市議会議員 (H15.10.22～H17.3.31)

ねもと しげき 根本 茂樹	西東京市立中学校長代表(H17.4.19～)
ほうや きよこ 保谷 清子	市議会議員 (H17.4.19～)
ほりお なおこ 堀尾 直子	青少年育成会代表
まつざわ ゆういち 松沢 雄一	東京都小平児童相談所長(H17.4.19～)
まるやま ぎいち 丸山 儀一	西東京市防犯協会代表
もりた やちよ 森田 八千代	人権擁護委員

(は起草委員兼務)座長・副座長以下アイウエオ順

2. 提案策定までの経過

回数	開催年月日	内容
平成15年度 第3回 定例会	平成16年1月29日(木)	1. 西東京市の青少年の非行防止について 2. その他
平成16年度 第1回 定例会	平成16年4月27日(火)	1. 西東京市の青少年の現状について 2. 今後の青少年問題協議会のテーマについて 3. その他
第1回 専門部会	平成16年5月25日(火)	1. 「青少年との意見交換」について 2. その他
第2回 専門部会	平成16年6月30日(水)	1. 「青少年との意見交換」について 2. その他
意見交換会 専門部会	平成16年7月8日(木)	1. 青少年との意見交換 都立田無工業高等学校生徒との意見交換会
意見交換会 専門部会	平成16年7月15日(木)	1. 青少年との意見交換 市立保谷中学校生徒との意見交換会
第2回 定例会	平成16年7月27日(火)	1. 「青少年との意見交換」について 2. その他
第3回 専門部会	平成16年8月24日(火)	1. 「青少年との意見交換」について 2. その他
第4回 専門部会	平成16年9月16日(木)	1. 「青少年との意見交換」について 2. その他
意見交換会 専門部会	平成16年9月17日(金)	1. 青少年との意見交換 市立田無第一中学校生徒との意見交換会
意見交換会 専門部会	平成16年10月8日(金)	1. 市長との懇談会
第5回 専門部会	平成16年11月11日(木)	1. 父母との意見交換会について 2. 青少年との対話について 3. その他
意見交換会 専門部会	平成16年11月27日(土)	1. みんなで、しゃべりま専科 父母との意見交換会
意見交換会 専門部会	平成17年1月25日(火)	1. みんなで、しゃべりま専科 市立田無第二中学校PTAとの意見交換会

意見交換会 専門部会	平成17年1月27日(木)	1. みんなで、しゃべりま専科 田無第三中学校PTAとの意見交換会
第3回 定例会	平成17年1月28日(金)	1. 「青少年との意見交換」について 2. 「親との意見交換」について 3. その他

回数	開催年月日	内容
第6回 専門部会	平成17年3月1日(火)	1. 「青少年との意見交換」について 2. 「親との意見交換」について 3. その他
第7回 専門部会	平成17年3月22日(火)	1. 「青少年との意見交換」について 2. 「親との意見交換」について 3. 提案の草案検討・作成 4. その他
平成17年度 第1回 定例会	平成17年4月19日(火)	1. 「西東京市の青少年の非行防止について」提言 (案)について 2. その他
第1回 専門部会	平成17年5月9日(月)	1. 提案の草案検討・作成 2. その他
第2回 専門部会	平成17年5月30日(月)	1. 提案の草案検討・作成 2. その他
第3回 専門部会	平成17年6月20日(月)	1. 提案の草案検討・作成 2. その他
第4回 専門部会	平成17年7月15日(金)	1. 提案の草案検討・作成 2. その他
第2回 定例会	平成17年7月26日(火)	1. 「西東京市の青少年の非行防止について」提言 (案)について 案の最終検討 2. その他
第5回 専門部会	平成17年8月30日(火)	1. 「西東京市の青少年の非行防止について」提言 (案)について 案のまとめ 2. その他

3. 参 考 資 料

<資料1> 中学・高校生の意見

<資料2> 中学・高校生のお子さんがある親の意見

<資料3> ニューヨークでの事例（ブローケン・ウインドウズ理論）

<資料4> 市が管理している施設へのアンケート調査

<資料5> スクールソーシャルワーカー

< 参考資料 1 >

中学・高校生の意見

勉強、学校、学校生活に関すること

- ・ 学校の授業では物足りないので、塾に通って勉強している
- ・ 学校が放課後も長い時間開放されるのであれば、利用したい
- ・ 友人から自分がどう思われているか気になる

放課後、休日の過ごし方

- ・ 部活で自宅に帰るのは六時過ぎになるが、その後は出掛けない
- ・ 小学校の時には児童館に通っていたが、卒業してからは友達が行かなくなったり、部活等で忙しくなったりしたので、行かない
- ・ 学校やアルバイトで、日中遊んだり友人とお喋りしたりする時間がないで、夜に外出するようになってしまう
- ・ お金がないので友達と集まる場所が、コンビニや公園しかない

市の施設、公共の場のイメージ等

- ・ 児童館の名称やイメージが「小学生が利用するところ」
- ・ 児童館がもっと「体育館のような建物」や、「机・椅子・参考書がある自習室のようなスペース」ならば利用しやすいのでは
- ・ 市の施設を借りるのは手続きがわかりづらくて、面倒である
- ・ 公民館などは「使ったことがない・大人が使う場所・申請しないと利用できない・入口に高校生等が集まっていると入りづらい」という理由で利用しない
- ・ 公園を利用する際に、ボールの使用禁止などの制限がないようにしてほしい
- ・ 夜、安全で休憩や飲食できる無料の公共施設があれば利用したい

昨今の少年犯罪について

- ・ 刃物を使って人を傷つけるのは卑怯だと思う
- ・ 刃物を持っているということは、人を傷つきたいと思っているからでは
- ・ 身近な人が死ぬことを経験すると、道徳を学べるのでは
- ・ 行きたくない学校に行かないといけない社会だから、反発が出るのでは
- ・ 生きること、死ぬことについて鈍感な社会になっているのでは

大人に対する意見、要望

- ・ 匿名でよければ、大人に言いたいことが言える場があれば利用したい
- ・ ホームページへの書き込みやメールも匿名であれば、やってみたい
- ・ 保護者を教育する学校のようなものがあればいいのでは
- ・ 「大人」というのはどういうことなのか
- ・ 大人に自分の主張を訴えても、とりあってくれない
- ・ 頭ごなしに注意され、意見を言えない
- ・ 繰り返し主張しても、自分の意見を押し付けられ、こちらが聞き入れない時は、暴力で押さえられる
- ・ お説教する時に押さえつけないで、自分で「なぜこうなったか」を考えさせてほしい
- ・ 意見を屁理屈として片付けないで、理解しようとしてほしい
- ・ 子どもの意見をそれぞれ聞いてほしいし、別個の人として見てほしい
- ・ 大人を信頼してもらいたいのなら、まず子どもを信頼してほしい
- ・ 自分達を理解してくれる大人なら、近くにいてもらいたい
- ・ 大人の都合で時間を使わないで、子どものために時間を作って、使うべき
- ・ 子どもの心がわかる大人になりたい

- ・ 他人の子は他人ではなくて、もっと温かい人がいるところにしてほしい

市に対する意見、要望

- ・ 公園を利用する際に、ボールの使用禁止などの制限がないようにしてほしい
- ・ 壁打ちのできるところがほしい
- ・ 楽器の練習ができる施設が近所にほしい
- ・ 大勢で遊べる広場がほしい
- ・ 無料の自転車置き場を増やせば、放置自転車が減るのでは

その他の意見

- ・ 自分のベストを尽くす人がかっこいいと思う
- ・ 今回のような大人との話し合いは、あっても良い

< 参考資料 2 >

中学・高校生のお子さんがある親の意見

勉強、学校、学校生活に関すること

- ・ 勉強をしないことを悩んでいる
- ・ 子どもとまともに向き合って話をしたことがなかったため、不登校気味になってしまった
- ・ いじめのようなことがあった時、本人と母親と先生で話し合っ解決した
- ・ 学校の用事で来ても「名前を呼ぶな」「避けて通れ」「声を絶対掛けるな」という感じ
- ・ 学校での子どもの様子が分からないので、子どもの友達を見て、安心している
- ・ 学校の生活のことは話さないで、三者面談の時に情報を得ている

放課後、休日の過ごし方

- ・ 一家団欒の時の笑い声が嬉しい、幸せを感じる
- ・ 子どもの居心地が良ければ反発はしないと思う
- ・ 子どもの帰宅時の顔色で、何かあったかな？と分かる
- ・ 子供の電話の内容を聞こえてしまったので聞くと、心配で聞いているのだがとても嫌がる
- ・ 子ども同士で催し物の準備のために誰かの家で集まろうという話になり、毎回自分の家なので他の子の家でできるか聞いたら、どこも集まれる家なかった
- ・ 「原宿、渋谷に行きたい」と子どもが言うが、その気持ちも分かるが、子ども同士で行かせるのは不安

市の施設、公共の場のイメージ

- ・ 図書館のフロアのような「セミオープン」な場所がない、そういうところに子どもたちが行きやすいのであればもっとあると良い
- ・ 芝久保公民館は中学生だけでは貸してくれない
- ・ 公民館を利用している子ども達と、公民館の職員や警備員がうまくいかないと利用しづらいのではないかと
- ・ 夜間開館については賛成だが、高校生などが来ると遠慮をしてしまうようだ
- ・ 芝久保公民館で去年度から「学習室」ということで、親が借りて中学生に開放している
- ・ 中学生だけで公民館を借りられるようにしてほしいと言ったが、保護者が必要という対応だった
- ・ 学校や施設とうまくいかなくなるだろうということで、学校等についての意見をためらうのではなくて、もし子どもがその施設や備品を破損した場合に、次に使用する時の妨げになるのではないかと心配があるから
- ・ 学校の設備を授業外に使用することについては、その設備が破損されて子どもの授業に差し支えがあると困るからという考えがあるのではないかと
- ・ 学校開放も大人がいないと中学生だけでは貸してくれない
- ・ 子どもの「打ち上げ」については、公共施設であれば親も安心して「行ってもいい」といえる

東京都青少年健全育成条例について

- ・ 性行動が条例で規制されることについて「恋愛の基準ってなに？」
- ・ 性行動に関してはその子たちの持っている資質を育てるしかないのでは
- ・ 性に関する情報は子どもの身近にある(インターネット・雑誌・TVドラマなど)ので親が説明するのが大変

子どもに対する意見、考え

- 男の子は何を考えているのか母親としては難しく分からないため、父親の参加を求めないとやっていけない
- 言うことを聞かないと、力で押さえつけることがあったが、子どもの成長と共に体力がかなわないので、接し方に悩む
- 子どもとの接し方を悩むことがあるが、誰にそれを話して良いのか分からない、だからこそ、子どもと話がしたいのに、背を向けられてしまう
- 大人が子どもに接している時に、子どもは「うるさい」と思って受け止めていないのか、「分かっているけれども今はできない」と受け止めているのかがわからない
- 自分(親)の伝えたいことがわかっているのか
- 自分も「その時はそうだったかな」と思うので、わからない時期があって当然だと思う
- 自分の経験から今は分かり合えるのは難しい、分かり合えないと思う
- 子どもとは聞いたことも答えてくれない、必要最低限のことしか話さない
- 子どもにだらけた生活態度を見せているので、見せないで接しないと(注意などできないので)いけないかも
- こんな親でなければもっと良く育ったかもと思ってしまうことがある
- しつこくくいさがっていると、それに引っかかってくれるようになった
- 親が疎ましい時期があるようだ
- 子どもに「飴とムチではなくて、ムチばかりだ。どうして(一方的に話すだけで)代わってくれないんだ。」と言われた
- 子どもは受け止めてくれる部分はあるが、自分の意見を聞いてほしいと思っていたことを知った
- 親はいつまでも子どもを「子どもだ、小学生だ」と思っているが、子どもは成長

しているので自分も成長しなければいけないと感じた

- ・ 親子で会話があるからといって、それが全て良いということではないと思う
- ・ 時には弱い面を見せて、手伝ってもらうことも必要
- ・ 自分のその当時と照らしてダメと言ってしまうことがある
- ・ 子どもに対して「親だから」ということはしないように「ありのままの自分」で子どもと接している
- ・ 話し合いよりも喧嘩のほうが本音で話し合えた
- ・ 「俺のことはなんにもわかってない」と言われた
- ・ 「学習能力がない」と言われた
- ・ 子どもは大人をしっかり見ている
- ・ 子どもは大人を映す鏡だと思う
- ・ 子どもが様々なサインを送っているのを見逃さないように、待機していて、いつでも受けられる立場にいないといけない
- ・ 親も子どものことを学習していくことが必要
- ・ 「あなたはとても大切な存在だ」ということを小さい頃からアピールしている
- ・ 同じ接し方をしても、子どもは同じようには育たない
- ・ 自分から話題を作って子どもに投げかけたりして、話をしないといこうことをさせないような努力をしている
- ・ 学生が煙草を吸っているのを見掛けたが、大人が誰も注意しないし、ポイ捨てを見ても注意しなかった
- ・ 大人と子どもの交流の機会が無い
- ・ 一概に相談といっても、人それぞれで尺度が違うから、こちらからアドバイスをしたとしても、そのとおり受け取ってくれるか不安
- ・ 子どもがよく「こう思ったからこうした」「こう考えたからこうした」ということを話してくれるので安心

- ・ 小学校と比べると親をばかにしているような感じを受ける
- ・ 自分のしたことが「良いこと」「誉められること」「自分の認められたこと」であれば報告をしてくれるし、納得のいかないことは、確認の意味で話をしてくれる
- ・ 「自分達のことは自分で解決する」と言われたことがある
- ・ 親が子どもに分かるように説明するのは親の責任だ、と言われて子どもに合わせて話しをするようにしている
- ・ 子どもは親に対してシビアな目で絶えず見ている
- ・ 中学生というのは微妙な年代なのではないか、「うちは9時までには外に出せない」という方もいるので
- ・ 23年ぶりに教養委員会が復活し、絵手紙やスポーツ教室等をしたが、参加があまり増えない、子どもが何かあった時に、親同士で声掛けができる話し合いの輪をつくりたいのだが難しい
- ・ 家ではしゃべらないので、しつこく聞くと「うるさいな」と言われる
- ・ 家では話さないで、親同士の会話で情報を得ている
- ・ 女の子だが家では話をしない、聞くと「うるさい」と言われてしまう

父親に対する意見、要望

- ・ 父親は母親ほど重大に考えない
- ・ 父親が自分の子どもにしないことを他の子どもたちにする(面倒をよくみる)

市に対する意見、要望

- ・ 子どもたちのためにぜひ予算を使っていたきたい

< 参考資料 3 >

ニューヨークでの事例（インターネットから引用）

1970年以降、ニューヨークでは犯罪が急激に増加し、次第に「危険な街」と呼ばれるようになっていた。そして1990年、ニューヨーク市警察が発表した年間の殺人事件数は史上最多の2245件を記録。ニューヨークは、アメリカ最大の犯罪都市になってしまったのである。ところが、驚くべきことにその後、殺人事件数が減り始め、1998年には633件まで急激に減少。さらに、凶悪事件の総数も半分に減少したのである。世界中の警察活動を調査・分析してきたルドガーズ大学の刑事司法学者、ジョージ・ケリング教授によれば、ニューヨークの凶悪犯罪が減少した背景には、落書きを徹底的に消したことが関係しているという。それは一体どういうことなのか？

1980年代初期、犯罪が増え続けていたニューヨークでは、特に凶悪犯罪の取り締まりに力を入れていた。しかし、警察の捜査は追いつかず、当時の地下鉄でも凶悪犯罪が多発し、利用者数は過去最低にまで落ち込んでいた。地下鉄を管理するニューヨーク市交通局では、パトロールや警備強化による対策をとっていたが、なかなか治安が回復することはなかった。そこで1984年、交通局のデビッド・ガン局長は地下鉄の治安回復を目指して、ケリング教授のアドバイスのもと、150万ドルの費用を投じて、治安回復プロジェクトを発足させた。そして教授はなんと巨額の費用を投じてまず「落書きを消す」と発表したのである。

当時、ニューヨークの地下鉄は、駅のホームや車両のすべてがおびただしい落書きで覆われていた。落書きを消すという驚くべき提案に対して、交通局の職員たちは、まずは犯罪を取り締まるべきだと猛反発したのだった。しかし、ガン局長は、落書き消しを徹底して行う方針を決め、地下鉄の車両基地では、交通局の職員によって6000もの車両一面に書かれた落書きを消してゆくという、途方もない作業が行われたのである。

そして、プロジェクト開始から5年後の1989年、ようやくすべての落書き消しが終了した。するとなんと、地下鉄内で増加する一方だった凶悪犯罪が減少し始めたのである。

そして教授は、第2弾として、「軽犯罪の取り締まりを強化する」よう指示した。凶悪犯罪ではなく、軽犯罪の取り締まりという対策に、再び周囲は反発したという。しかし、すぐに実行され、落書きを書く者、車内での喫煙、無賃乗車など今まで凶悪犯罪の陰に隠れていた軽犯罪を、強い姿勢で取り締まっていった。そして2年後、なんと、凶悪犯罪数も減少し始め、94年には約半分にまで減少。犯罪の温床と呼ばれたニューヨークの地下鉄は、落書き消しと軽犯罪の取り締まりによって治安が回復していったのである。

そして1994年、ニューヨーク市長に就任したルドルフ・ジュリアーニ氏は、地下鉄で成果を上げた犯罪抑制対策を、ニューヨーク市警察に導入したのである。ニューヨークでは、落書きを消し、軽犯罪の取り締まりを続けた結果、やはり、地下鉄と同じように犯罪発生件数が急激に減少し、犯罪都市の汚名を払拭することに成功したのである。

ではなぜ、落書き消しと軽犯罪の取り締まりによって減少させる事が出来たのか？ケリング教授によれば、落書きが多い地域では、軽犯罪が多発し、凶悪犯罪が起こりやすくなるという。つまり小さな犯罪こそが、大きな犯罪を引き起こす、引きがねになるというのだ。このメカニズムを、「ブローケン・ウィンドウズ」理論という。これは、割れた窓を放置していると、人の目が及ばない場所であると受け取られ、小さな犯罪を誘いやすく、それがエスカレートしていずれ大きな犯罪につながるという理論である。

この理論の元となったのは、スタンフォード大学の心理学者、フィリップ・ジンバル

ド教授によって1969年に行なわれた、カリフォルニア州の住宅街に乗用車を放置するという実験である。まず教授は、ナンバープレートを取り外し、ボンネットを開けたままにしたが、1週間は変化がなかったので、フロントガラスを壊してみた。すると、すぐにバッテリーを持ち去られるなど、多くの部品が次々と盗まれてしまった。1週間後には、落書きが書かれ、ほとんどの窓ガラスが割られるなど、車は完全に破壊されてしまった。一体なぜ、このような変化が現れたのか？

ケリング教授によると、「自分だけではない」という意識から罪悪感が薄れ、結果的に乗用車の破壊という大きな被害を引き起こしたと考えられるという。これと同様に落書きは次のような段階を経て凶悪犯罪につながるという。

落書きが放置されていると小さな行動に対しても罪悪感が薄れやすくなる。

軽犯罪が多発し、治安が悪くなる。

この街は、警察の監視がない場所だと判断され、より凶悪な犯罪者が寄り付く。

犯罪がエスカレートし、凶悪事件が発生する。

そこで、凶悪犯罪を減少させるには、まず、落書きを徹底的に消して軽犯罪の取り締まりを強化し、小さな犯罪も許さないという姿勢をアピールする。その結果、罪を犯そうとする人は近づかなくなり、凶悪事件は発生しなくなるというのだ。さらに、ケリング教授によれば、犯罪を減少させるには警察だけでなく、行政や住民が道の掃除をする、他人に迷惑をかけていたら注意するといった協力が犯罪を防ぐ大きな力になるというのだ。

2001年にこの理論に基づいた犯罪対策を導入した札幌中央警察署では、軽犯罪を重点的に取り締まる方針に切り替えたのである。そして、すすきの地区で徹底した違法駐車を取り締まりを行った結果、犯罪発生件数が12パーセント以上減少したという。札幌中央警察署によれば、このような駐車違反の徹底的な取り締まりが、警察の監視の

目が行き届いている事のメッセージになり、犯罪が減少したのではないかという。

小さな秩序の乱れが、大きな乱れを生む。凶悪犯罪を防ぐには、我々が罪悪感を失わず、犯罪は許さないという意識を持つ事が重要なのである。

< 参考資料 4 >

市が管理している施設へのアンケート調査

市役所庁舎・イングビル

- ・ 利用制限はないが、会議室であるため、ダンス・音楽等での使用は認めていない

公民館

- ・ 中学生だけの団体への貸出は「団体登録ができない」ためしていないが、保護者の責任のもとで、登録を済ませれば貸出ができる
- ・ 公民館とは単なる貸し施設ではなく、定期的に活動する学習団体が使うための施設であるとしている
- ・ 今後は青少年の主体的な学習活動を支援していきたいとしている
- ・ 館によっては建物の老朽化が進み、利用者の思い遣りによって貸出をしている現状である
- ・ 会議室や和室を所有している館が多いが、ダンスのために使用できる部屋が限られていたり、音楽室も防音設備が整っていない（会議室は全館所有し、うちダンスに使用できるとした館は1館のみ。また防音の音楽練習室は1館のみ所有）

ひばりが丘図書館

- ・ 中学・高校生だけの団体への貸出は「館の方針」という理由でしていない
- ・ 今後も貸し出す予定がないとしている

下保谷図書館

- ・ 利用の制限は設けていない
- ・ 会議室であるため、防音にはなっていない

地区会館

- ・ 高校生については大人同様の利用申請で許可しているところが大半だが、中学生については保護者同伴の場合のみ貸出を許可している
- ・ 制限を設けている理由として、「館の方針である」「条例その他規則で決まっている（使用のきまり等を作成しそれに則って運営）」を挙げている
- ・ 防音設備はないが、音楽練習室を所有している館が多い（5館）が、音楽器材がない
- ・ 市役所で管理している5館については利用制限を設けていない

市民集会所

- ・ 利用制限は設けていない

市立小・中学校（時間外開放）

- ・ 中学・高校生だけの団体には「管理責任が問えない」ため貸出していない
- ・ 今後は条例その他規則などの改正により可能になれば貸出を許可するとしている

東伏見コミュニティセンター

- ・ 利用制限は設けていない

田無総合福祉センター

- ・ 利用制限は設けていない

ふれあいセンター

- ・ 「タバコを吸う」などのマナー違反が続いたため、中学生のみ夜間の貸出を制限

している

- ・ 今後はマナーが守られれば貸出を許可している

こもれびホール

- ・ 利用制限は設けていないが、有料である

スポーツセンター

- ・ 施設によっては利用制限を設けていて、有料である

コール田無

- ・ 中学生のみの団体について、「館の方針」として夜間の時間制限をしているが、高校生については大人と同様
- ・ 今後は「マナーが守られれば貸し出す」予定である

アスタ市民ホール

- ・ 中学・高校生だけの団体には条例その他規則で決まっている「成人者の責任の下にある団体」に貸出するとの理由から制限している
- ・ 今後は条例その他規則が改正し、可能になれば許可している

< 参考資料 5 >

スクールカウンセラーは、小学校や中学校で悩みなどを、生徒本人や保護者から聞いて適応上の問題をもつ子どもに対しその問題や障害をまず診断した上で、治療的見地からカウンセリングあるいは心理療法を用いながら問題解決を図っていく。

それに対し、スクールソーシャルワーカーは、適応上の問題や障害に着目するだけでなく、子どもの心や行動に影響を及ぼす生活環境をより重視する点に特徴をもっています。

つまり、長期的な見通しのなかで、子どもを取り巻く様々な関係性の広がりを考慮しながら、子どもを理解し、支援するというものです。

したがって、子どもに限らず、周囲の人々への支援を行ったり、子どもと学校、家庭と学校の媒介役となるという機動的な役割を担う場合が多いと言えます。

わが子、わが生徒を良くしたいという共通の願いから、当然協力一致すべき家庭と学校が、ふとしたことから不協和音をかなでる事もあります。

しかも、問題を抱える(一層の協力体制を必要とする)子どもをめぐって生じやすい。

このような事から、いわゆるつなぎ人になることが求められていたのではないのでしょうか。

言うまでもないことですが、子どもは、教師と生徒、親と子という役割関係のなかに生きています。

しかし子どもの場合、その役割関係のきしみやズレが長期化するなかで問題をさらにこじらせてしまうケースもあります。

そうしたときに、「教師」でも「親」でもない「あいまいな存在」である相談員(スクールソーシャルワーカー)は、家庭と学校の橋渡し役として、あるいは、子どものよき理解者として重要な役割を担っているとと言えます。